

仕 様 書

1 件 名 市立エスポール湯沸室・料理室換気扇修繕

2 履行期限 契約締結日から令和7年 11 月 30 日まで

3 履行場所 寝屋川市錦町 21-3 市立エスポール 1階及び2階
(別紙参考図面①②③④)

4 修繕内容

建築基準法第12条第4項の規定による定期点検で、現設備の換気量不足が指摘されたため、天井裏の梁下スペース等を考慮し、中間ダクトの設置や大容量のファンに更新する等の工事を行い、吸気口を設置するとともに、室外への排気についても窓横スペースを開口して排気口とし、排気量不足を補う等の修繕を行い、必要換気量を確保する。

5 対象設備(既設)

(1) 1階湯沸室換気器具仕様

名称	数量	品番	場所(参考図面③)
レンジフード(浅型)	1台	FY-60HF ₂	既設レンジフード

1階湯沸室換気風量測定表(測定年月日 令和6年 10 月 24 日)

	2口コンロ	給湯器	合計
発熱量(kW)	7.91	10.50	-
換気型式(n)	40	40	-
必要換気量(m ³ /h)	294.26	390.60	684.86
開口面積(m ²)	-	-	0.04
測定風速(m/s)	-	-	3.3
測定風量(m ³ /h)	-	-	475.2

※測定機器 KANOMAX(MODEL6006)

(2) 2階料理室換気器具仕様

名称	数量	品番	場所(参考図面③)
EA (排気ダクト)	1台	HS-400×600	E-1
	1台	HS-300×300	E-2
	4台	HS-350×350	E-3
	2台	HS-200×200	E-4
OA (外気取り入れダクト)	4台	給排気グリル 三菱 PZ-N20FG2	S-1

2階料理室換気風量測定表(測定年月日 令和6年10月24日)

	給湯器 (2台)	2口コンロ (4台)	2口コンロ	オープン (5台)	合計
発熱量 (kW)	21.00	58.00	7.91	30.8.	-
換気型式 (n)	40	40	40	40	-
必要換気量 (m^3/h)	781.20	2157.60	294.26	1145.76	4378.82
開口面積 (m^2)	0.09	0.09	0.09	0.09	-
測定風速 (m/s)	1.4	1.5	1.5	1.5	-
測定風量 (m^3/h)	453.6	486.0	486.0	486.0	1911.6

※測定機器 KANOMAX(MODEL6006)

6 新設設備

(1) 1階湯沸室

名称	数量	参考品番	場所(参考図面③)
中間ダクトファン	1台	V-20Z1M5	EF-3
換気扇システム部材	1台	P-18GL6	同上
防火ダンパー付き 丸型フード	1台	P-18FSDK5-BL	同上

※他メーカーでも上記と同等もしくは同等品以上

(2) 2階料理室

名称	数量	参考品番	場所(参考図面④)
ストレートシロッコファン	1台	BFS-210TXA2 厨房用	EF-1
防振吊り金具	4台	PS-15BK2	同上
ストレートシロッコファン	2台	BFS-150TXA2 厨房用	EF-2
防振吊り金具	8台	PS-15BK2	同上
給排気グリル 消音型	4個	PZ-N20FG2	S-1
パイプ接続管	4個	P-238PK	同上

※他メーカーでも上記と同等もしくは同等品以上

(3) その他

配管設置、天井補修、換気工事一式、電気配線工事(QPより配線)一式、
高所作業車一式 等

換気扇の設置位置は参考図面①、②、③、④を参照すること

7 規律事項等

- (1) 契約締結後、作業日や作業内容等の詳細について発注者と打合せを行い、事前に工程表等を提出し承諾を得ること。
- (2) 作業前に現地調査等を行い、作業を実施することとし、現地調査の結果、

仕様書との相違を発見し異なる場合には、現況優先とする。

- (3) 騒音、振動、防塵、安全対策等には十分注意を払い、必要に応じて適切な対策を講じることとし、建物等に損害を与えた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、受注者の責任及び負担において問題を解決すること。
- (4) 機器の取外し等のために必要な作業・材料等は受注者の負担において手配し、作業場周辺や搬入経路その他損害の恐れのある場所については、必要に応じて養生を行うこととし、作業後の清掃・原状復旧を行うこと。
- (5) 取替後不要となった機器及び機器の取外しのための養生等に発生した廃棄物は、関係法令等を順守し適切に処分すること。
- (6) 従事者は礼儀正しくし、規律を守り言動を慎み、来庁者に対しては、親切丁寧に対応し、職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。
- (7) 作業完了後、試験運転を行い異常がないことを確認すること。
- (8) 作業は平日9時から17時までを基本とするが、業務に支障が出ないよう、事前に発注者の承認を得ること。

9 その他(特記事項)

- (1) 現地調査は、事前に施設職員と日時を協議、調整し、その指示によること。(エスポアール担当者 川口、重村 072-828-4141)
※毎月第3日曜日は休館日のため、現地調査は不可。
- (2) 本契約により発生する関係法令の手続は、受注者にて完了すること。
- (3) 納品場所への搬入、運搬等の全ての諸費用を含めた金額を記入すること。(開梱と梱包処分、含む)
- (4) 既存機器の撤去・処分に係る産業廃棄物処理等の全ての諸費用(マニフェスト等の作成、申請等)を含めた金額を記入すること。
- (5) 本物品の保証期間は納品検査後1年とし、必要な点検を行うこと。また、通常使用により発生した故障及び不具合については速やかに無償にて修理交換すること。ただし、受注者側の定めた保証期間が1年以上の場合は、その期間とする。
- (6) 納品日程については、発注者と協議し、その指示によること。
- (7) その他、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。